

岡山地方法務局からの お知らせ

インターネットから、登記事項証明書の送付をご請求いただけます。
オンラインで会社・法人の登記事項証明書（登記簿謄本）等の交付
を請求した場合、窓口で申請する場合に比べて1通130円お得です。
■手数料は1通570円（窓口申請の場合は1通700円）
■送付郵便料は法務局が負担します。

ご利用にあたっては、
<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>
にアクセスしてください。

- ①初回ご利用時に、申請者情報登録を行ってください。
- ②証明書は、郵便でお手元にお届けします。
- 受付時間は平日（祝日・休日、年末年始を除く）午前
8時30分から午後9時までですが、証明書の発送は、
手数料をお納めいただいた日以降になります。
- 手数料は、ネットバンキング又はページーにより、納
付していただきます。

お問い合わせ先

〒700-8616
岡山市北区南方1-3-58
岡山地方法務局不動産・法人登記部門
電話(0866)224-5658・(0866)224-5749

法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>

登記・供託オンライン申請システム
登記ねっと 供託ねっと

従業員数が100人以下の事業主の皆様!!

平成24年7月1日より

改正育児・介護休業法が 全面施行されます!!

育児・介護休業規定等の整備はお済みですか？

平成21年に育児・介護休業法が改正されましたが、平成24年7月1
日より、これまで適用が猶予されていた左記の制度が従業員数100
人以下の事業主にも適用になります。

①育児のための短時間勤務制度

3歳未満の子を養育する労働者が、希望すれば利用できる短時間勤
務制度の規定を設けなければなりません。短時間
勤務制度は、1日に労働時間を原則として6時間
とする措置が含まれている必要があります。

②育児のための所定外労働の制限（残業の免除）

3歳未満の子を療育する労働者が、希望すれば
所定外労働をさせてはなりません。

③介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話
を行う労働者が、事業主に申し出ることにより、
対象家族1人であれば年に5日まで、2人以上で
あれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得する
ことができます。介護休暇は労働基準法で定め
る年次有給休暇とは別に定める必要があります。

★岡山労働局雇用均等室では、規定整備のご相談に応じています。

お気軽にご相談下さい。

岡山労働局雇用均等室

電話(0866)224-7630

FAX(0866)224-7606

